

※令和8年度は、大きく発注基準額等の見直しを行っています。

令和8年度 志摩市建設工事発注標準について

1 制定日・改正日

令和8年6月1日（例年どおり）

2 改正の概要

(1) 年度や期間等の定例の変更

- ・年度が変わるに伴う、年度や期間等の基準日等を変更

例 「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の審査基準日を変更

(変更前) 令和5年10月1日から令和6年9月30日まで

⇒ (変更後) 令和6年10月1日から令和7年9月30日まで

(2) 発注基準額等の変更 **(※令和8年度の大きな変更箇所)**

- ・近年の材料費や労務費の高騰、随意契約ができる金額の引き上げ（※）等、現在の建設工事発注標準の発注基準額が実態に合わなくなってきたため、発注基準額を見直しました。
- ・電気工事の発注基準額を、管工事と同じ発注基準額に変更しました。
- ・水道工事の格付Aの格付基準に、「特定建設業の許可を有する者」を追加しました。

⇒変更点の詳細は、別紙「別表」をご確認ください。

※発注基準額の見直しの経緯

令和7年4月、昨今の物価高騰等から地方自治法施行令が改正され、随意契約の基準額（工事は、130万円から200万円を越えない範囲に引き上げ）が見直されました。

別 表

【土木一式工事】

競争入札資格者名簿【土木一式】に登録された者の格付基準および発注方法等については次のとおりとする。

格付	格付基準	予定価格	入札方式 (予定価格)
A	特定建設業の許可を有する者 市内業者 1級技術者 2名以上 総合点 800点以上	2,500 4,000万円以上	条件付一般競争入札 (事前審査) (1億5,000万円以上) 条件付一般競争入札 (事後審査) (130 200万円以上 1億5,000万円未満)
B	市内業者 1級技術者 1名以上 その他技術者 1名以上 総合点 650点以上	500 800万円以上 3,000 4,500万円未満	
C	市内業者 2級技術者 1名以上 総合点 500点以上	130 200万円以上 1,500 2,500万円未満	
D	市内業者で上記以外の者	130 200万円以上 300 500万円未満	

※ 予定価格1億5,000万円以上は、発注条件等についてその都度入札審査会に諮るものとし、工事規模・内容等に応じ、上記格付基準によらず発注することができる。

【建築一式工事】

競争入札資格者名簿【建築一式】に登録された者の格付基準および発注方法等については次のとおりとする。

格付	格付基準	予定価格	入札方式 (予定価格)
A	特定建設業の許可を有する者 市内業者 1級技術者 2名以上 総合点 750点以上	2,500 4,000万円以上	条件付一般競争入札 (事前審査) (1億5,000万円以上) 条件付一般競争入札 (事後審査) (130 200万円以上 1億5,000万円未満)
B	市内業者 2級技術者 1名以上 総合点 600点以上	500 800万円以上 3,000 4,500万円未満	
C	市内業者 2級技術者 1名以上 総合点 500点以上	130 200万円以上 1,500 2,500万円未満	
D	市内業者で上記以外の者	130 200万円以上 300 500万円未満	

※ 予定価格1億5,000万円以上は、発注条件等についてその都度入札審査会に諮るものとし、工事規模・内容等に応じ、上記格付基準によらず発注することができる。

【電気工事】

競争入札資格者名簿【電気】に登録された者の格付基準および発注方法等については次のとおりとする。

格付	格付基準	予定価格	入札方式 (予定価格)
A	市内業者 総合点 600 点以上	2,500 万円未満 300 万円以上	条件付一般競争入札 (事前審査) (1 億 5,000 万円以上)
B	市内業者で上記以外の者	130 200 万円以上 500 800 万円未満	条件付一般競争入札 (事後審査) (130 万円以上 2,500 万円未満) 条件付一般競争入札 (事後審査) (200 万円以上 1 億 5,000 万円未満)

※ 予定価格 ~~2,500~~ 5,000 万円以上は、発注条件等についてその都度入札審査会に諮るものとし、工事規模・内容等に応じ、上記格付基準によらず発注することができる。

※ 志摩市特定建設工事共同企業体取扱要綱第 3 条第 3 号に基づく特定建設工事共同企業体による工事は、【事前審査方式】で発注するものとする。

【管工事】

競争入札資格者名簿【管】に登録された者の格付基準および発注方法等については次のとおりとする。

格付	格付基準	予定価格	入札方式 (予定価格)
A	市内業者 総合点 600 点以上	200 300 万円以上	条件付一般競争入札 (事前審査) (5,000 1 億 5,000 万円以上)
B	市内業者で上記以外の者	130 200 万円以上 500 800 万円未満	条件付一般競争入札 (事後審査) (130 200 万円以上 5,000 1 億 5,000 万円未満)

※ 予定価格 ~~2,500~~ 5,000 万円以上は、発注条件等についてその都度入札審査会に諮るものとし、工事規模・内容等に応じ、上記格付基準によらず発注することができる。

※ 志摩市特定建設工事共同企業体取扱要綱第 3 条第 3 号に基づく特定建設工事共同企業体による工事は、【事前審査方式】で発注するものとする。

【下水道宅内配管工事】

下水道宅内配管工事（官庁工事）の発注方法等については次のとおりとする。

格付	格付基準	予定価格	入札方式 (予定価格)
A	市内業者 競争入札資格者名簿【管】に登録する者 下水道排水設備指定工事店に登録する者	130 200 万円以上 500 800 万円未満	条件付一般競争入札 (事前審査) (1 億 5,000 万円以上)
			条件付一般競争入札 (事後審査) (130 200 万円以上 1 億 5,000 万円未満)

※ 予定価格 ~~500~~ 5,000 万円以上は、発注条件等についてその都度入札審査会に諮るものとし、工事規模・内容等に応じ、上記格付基準によらず発注することができる。

【舗装工事】

競争入札資格者名簿【舗装】に登録された者の格付基準および発注方法等については次のとおりとする。

格付	格付基準	予定価格	入札方式 (予定価格)
A	市内業者又は準市内業者 総合点 750 点以上	700 1,500 万円以上	条件付一般競争入札 (事前審査) (1 億 5,000 万円以上)
B	市内業者又は準市内業者 総合点 600 点以上	300 500 万円以上 1,500 2,500 万円未満	条件付一般競争入札 (事後審査) (130 200 万円以上 1 億 5,000 万円未満)
C	市内業者又は準市内業者で上記以外の者	130 200 万円以上 500 800 万円未満	

※ 予定価格 ~~3,000~~ 5,000 万円以上は、発注条件等についてその都度入札審査会に諮るものとし、工事規模・内容等に応じ、上記格付基準によらず発注することができる。

【水道工事】

競争入札資格者名簿に登録された者のうち、水道工事に参加希望をした者の格付け基準および発注方法等については次のとおりとする。

格付	格付基準	予定価格	入札方式 (予定価格)
A	特定建設業の許可を有する者 市内業者 総合点 800 点以上 1 級土木施工管理技士 2 名以上 管工事施工管理技士 1 名以上 市指定給水装置工事業者 市内の修理工事当番制に加入している者	2,000 3,000 万円以上	条件付一般競争入札 (事前審査) (1 億 5,000 万円以上)
			条件付一般競争入札 (事後審査) (130 200 万円以上 1 億 5,000 万円未満)
B	市内業者 総合点 600 点以上 土木施工管理技士 2 名以上 管工事施工管理技士 1 名以上 市指定給水装置工事業者 市内の修理工事当番制に加入している者	500 800 万円以上 3,000 4,500 万円未満	条件付一般競争入札 (事後審査) (130 200 万円以上 1 億 5,000 万円未満)
C	市内業者 土木施工管理技士 1 名以上 管工事施工管理技士 1 名以上 市指定給水装置工事業者 市内の修理工事当番制に加入している者	130 200 万円以上 1,500 2,500 万円未満	条件付一般競争入札 (事後審査) (130 200 万円以上 1 億 5,000 万円未満)

※ 予定価格 1 億 5,000 万円以上は、発注条件等についてその都度入札審査会に諮るものとし、工事規模・内容等に応じ、上記格付基準によらず発注することができる。

【下水道工事】

競争入札資格者名簿に登録された者のうち、下水道工事に参加希望した者の格付け基準および発注方法等については次のとおりとする。

格付	格付基準	予定価格	入札方式 (予定価格)
A	市内業者 総合点 800 点以上 1 級土木施工管理技士 2 名以上 管工事施工管理技士 1 名以上 下水道法施行令第 15 条第 1 項に 規定する資格者 1 名以上 下水道管路工事実績 3 年以上	2,000 3,000 万円以上	条件付一般競争入札 (事前審査) (1 億 5,000 万円以上)
			条件付一般競争入札 (事後審査) (130 200 万円以上 1 億 5,000 万円未満)
B	市内業者 総合点 600 点以上 土木施工管理技士 2 名以上 管工事施工管理技士 1 名以上 下水道法施行令第 15 条第 1 項に 規定する資格者 1 名以上 下水道管路工事実績 1 年以上	500 800 万円以上 3,000 4,500 万円未満	条件付一般競争入札 (事後審査) (130 200 万円以上 1 億 5,000 万円未満)
C	市内業者で上記以外の者 土木施工管理技士 1 名以上 管工事施工管理技士 1 名以上 下水道法施行令第 15 条第 1 項に 規定する資格者 1 名以上 下水道管路工事実績 1 年以上	130 200 万円以上 1,500 2,500 万円未満	条件付一般競争入札 (事後審査) (130 200 万円以上 1 億 5,000 万円未満)

※ 予定価格 1 億 5,000 万円以上は、発注条件等についてその都度入札審査会に諮るものとし、工事規模・内容等に応じ、上記格付基準によらず発注することができる。